

住居確保給付金のしおり

離職・休業・減収等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

長 崎 市

令和5年4月

目 次

1	住居確保給付金の制度とは	P1
2	住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります	P1
3	住居確保給付金の支給額	P3
4	住宅の初期費用及び生活費が必要な方は	P4
5	住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は	P4
6	住居確保給付金の申請時に必要なもの	P4
7	住居確保給付金の申請から決定まで ・【住宅を喪失している方の場合】 ・【住宅を喪失するおそれのある方の場合】	P5 P7
8	求職活動について	P8
9	受給中に常用就職した場合は届出が必要です	P8
10	一定の要件を満たせば延長が可能です	P8
11	住居確保給付金の中断及び再開について	P9
12	支給額を変更できる場合があります	P9
13	住居確保給付金の支給を中止する場合があります	P9
14	住居確保給付金の再支給について	P10
15	住居確保給付金を返還していただく場合があります	P10
	・ 長崎市生活支援相談センター（長崎市社会福祉協議会）の地図	P11
	・ 長崎公共職業安定所の地図	P11

1 住居確保給付金の制度とは

離職又は事業を廃止した場合、あるいは離職又は廃業に至らなくても本人の責めによらない理由により就労の機会が大幅に減少した場合で、就労能力及び就労意欲のある方のうち住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、一定の家賃補助をするとともに、長崎市生活支援相談センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

①支給額：下記を上限とし、収入に応じて調整された額を支給します。

36,000円（単身世帯）、43,000円（2人世帯）、47,000円（3人～5人世帯）
--

②支給期間：原則3ヶ月です。ただし、自立相談支援事業利用のためのプランに基づき、誠実かつ熱心に就職活動を継続していたときは、9ヶ月間を限度に2回まで延長することができます。

③支給方法：長崎市から、住宅の貸主等の口座へ振り込みます。

④支給開始月：申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に、次に掲げる全ての要件に該当する方が対象となります。

- ① 離職又は廃業後2年以内であること。ただし、疾病、負傷、育児等で求職活動ができなかった期間があれば、2年まで加算可能（最大4年以内）。あるいは本人の責めによらない理由により離職又は廃業と同等程度の状況（減収又は休業等）にあること
- ② 離職等の前に主たる生計維持者であったこと
（離職等の前は主たる生計維持者ではなかったが、申請時は離婚等により主たる生計維持者となっている場合を含む）
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があること
- ④ 離職、廃業又はそれと同等程度の状況（減収又は休業等）にあることにより住宅を喪失していること、又は喪失するおそれがあること
（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が住宅を所有していないこと）
- ⑤ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「基準額＋申請者の居住する家賃額（世帯人数による上限あり）」以下であ

ること

(申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが提出資料等により証明できる方も申請は可能)

世帯人数	基準額	家賃上限額 (住居確保給付金基準額)
1人	81,000円	36,000円
2人	123,000円	43,000円
3人	157,000円	47,000円
4人	194,000円	47,000円
5人	232,000円	47,000円
6人	269,000円	50,000円
7人	306,000円	56,000円
8人	339,000円	56,000円
9人	372,000円	56,000円

- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産（預貯金、現金、債券、株式、投資信託等）の合計額が「収入基準額×6」（ただし、100万円を越えないものとする）以下であること

世帯人数	預貯金の限度額 「収入基準額×6」
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

3 住居確保給付金の支給額

住居確保給付金基準額^{※1}を上限とし、家賃の実費分について支給します。

ただし、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の月収入の合計額が、基準額を超える場合は、次の計算式により算出される金額を支給額とします。

$$\text{支給額} = \text{家賃額^{※1}} - (\text{月の世帯収入} - \text{基準額})$$

※世帯人数ごとの支給額の例

世帯人数	月の世帯収入	支給額
1人	8. 1万円以下	36,000円
	8. 1万円超～11. 7万円未満	一部支給
	11. 7万円超	0円
2人	12. 3万円以下	43,000円
	12. 3万円超～16. 6万円未満	一部支給
	16. 6万円超	0円
3人	15. 7万円以下	47,000円
	15. 7万円超～20. 4万円未満	一部支給
	20. 4万円超	0円
4人	19. 4万円以下	47,000円
	19. 4万円超～24. 1万円未満	一部支給
	24. 1万円超	0円
5人	23. 2万円以下	47,000円
	23. 2万円超～27. 9万円未満	一部支給
	27. 9万円超	0円

※1 家賃額は、住居確保給付金基準額が上限となります。

※6人以上の世帯の方はお尋ねください。

4 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅の契約を行う際には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）貸付」を活用できる場合があります。詳しくは、社会福祉協議会でご相談ください（Tel095-828-1281）。

5 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金貸付」を活用できる場合があります。詳しくは、社会福祉協議会でご相談ください（Tel095-828-1281）。

6 住居確保給付金の申請時に必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書等所定の様式
- ② 本人確認書類 《いずれかの写し》運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本等
- ③ 離職等関係書類 ・申請時に離職後2年以内の方であることが確認できる書類の写し（離職票等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳等）。さらに、疾病、負傷、育児等で求職活動ができなかった期間があれば、そのことを証明する文書等。
・就労収入又は自営収入が減少していることが確認できる書類の写し（休業を命じる文書、個人事業主の場合は店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、アルバイトのシフトが減少したことがわかる文書等）
- ④ 収入関係書類 ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある方について収入が確認できる書類の写し
- ⑤ 預貯金関係書類 ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し等
- ⑥ 不動産賃貸借契約書の写し
- ⑦ ハローワークカードの写し（離職又は廃業の方のみ）

※ 詳しくは住居確保給付金申請書類チェック表をご覧ください。

7 住居確保給付金の申請から決定まで

【住宅を喪失している方の場合】

(1) 申 請

- ① 関係書類を添えて、「住居確保給付金支給申請書」等を長崎市生活支援相談センターに提出します。
- ② 「住居確保給付金支給申請書」の写しの交付に併せ、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- ③ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給申請書」の写しを提示し、臨時特例つなぎ資金の借入申込みを行うことができます。

(2) 住宅確保

- ① 不動産媒介業者等へ「住居確保給付金支給申請書」の写しを提示し、当該業者等を介した住宅の選定により、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保していただきます。
- ② 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」へ必要事項の記載をしてもらい、内容を確認後、長崎市生活支援相談センターに当該通知書を提出していただきます。

(3) 審査

- ① 長崎市による審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合は、長崎市生活支援相談センターを通じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。

また、支給が認められないと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合には、「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載してもらった不動産媒介業者等へ、賃貸借契約を締結できない旨を連絡していただきます。

- ② 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付に併せ、「住居確保報告書」の用紙が配付されます。

※ 敷金、礼金等の初期費用の捻出が困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みを行うことが可能です。

※ 住居確保給付金受給期間中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居

確保給付金支給対象者証明書」の写しを提示し、総合支援資金（生活支援費）の借入申込みを行うことが可能です。

(4) 不動産賃貸借契約

- ① 「入居予定住宅に関する状況通知書」を記載してもらった不動産媒介業者等へ「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、入居予定住宅に関する賃貸借契約を締結していただきます。その際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、当該借入申込書の写しも併せて提示していただきます。

※ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、不動産賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって賃貸借契約の効力が発生する契約）」となります。

なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合は、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため、住居確保給付金対象者との契約については全て停止条件付きの契約としている不動産媒介業者等もあると思われるのでご注意ください。

- ② 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、不動産賃貸借契約の締結後、当該契約書の写しを社会福祉協議会に提出していただきます。審査の結果、住宅入居費の貸付けが決定された場合には、当該費用が不動産媒介業者等へ振り込まれます。その時点をもって停止条件付きの不動産賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産媒介業者等との間で入居に関する手続きを行っていただきます。

(5) 住宅確保後

- ① 住宅入居後7日以内に、住民異動届出（転入届、転居届等）を行い、当該届出後の住民票の写しを取得していただきます。

※ 長崎市の場合、当該届出は中央地域センター又は各地域センターの受付窓口で行うことができます。

- ② 同じく、住宅入居後7日以内に、「住居確保報告書」に「入居住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付し、長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

(6) 支給決定

- ① 長崎市生活支援相談センターを通じて「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ② 月に1回、次の書類を長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

〈離職又は廃業と同等程度の状況（減収又は休業等）にある方〉

「求職活動状況報告書」と併せて収入の報告をしてください。

〈離職又は廃業の方〉

「求職活動状況報告書」と「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、「職業相談確認票」を提出してください。

- ③ 住居確保給付金支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等へ提出していただきます。

※ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、その償還方法について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。

【住宅を喪失するおそれのある方の場合】

(1) 申 請

関係書類を添えて、「住居確保給付金支給申請書」等を長崎市生活支援相談センターに提出します。

※ 住居確保給付金受給期間中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提示し、総合支援資金（生活支援費）の借入申込みを行うことが可能です。

(2) 不動産媒介業者等との調整

不動産媒介業者等から「入居住宅に関する状況通知書」へ必要事項の記載をもらい、入居している住宅に関する不動産賃貸借契約書の写しを添付のうえ、長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

(3) 住居確保給付金の審査

長崎市による審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合は、長崎市生活支援相談センターを通じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。

また、支給が認められないと判断された場合は、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合には、「入居住宅に関する状況通知書」を記載してもらった不動産媒介業者等へ、住居確保給付金不支給となった旨を連絡していただきます。

(4) 支給決定

- ① 長崎市生活支援相談センターを通じて「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。

- ② 月に1回、次の書類を長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

〈離職又は廃業と同等程度の状況（減収又は休業等）にある方〉

「求職活動状況報告書」と併せて収入の報告をしてください。

〈離職又は廃業の方〉

「求職活動状況報告書」と「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、「職業相談確認票」を提出してください。

8 求職活動等について

住居確保給付金受給中は、次の要件を満たす求職活動等を行い就労自立を目指していただきます。

＜離職、廃業、休業等（就労を目指す方）＞

- ①生活支援相談センターへの求職活動等状況報告 月4回以上
- ②ハローワークへの求職申込み 申請時等
- ③ハローワークにおける職業相談等 月2回以上
- ④企業等への応募・面接 週1回以上

＜休業等（事業再生等を目指す方）＞

- ①生活支援相談センターへの求職活動等状況報告 月4回以上
- ②経営相談先への相談申込み 申請時等
- ③経営相談先での経営相談 原則月1回
- ④給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組 月1回以上

当該要件を満たさなかった場合は住居確保給付金の支給が中止となることがあります。

9 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

離職、廃業又はそれと同等程度の状況（減収又は休業等）にある方で、住居確保給付金の支給決定後、常用就職をした場合は、「常用就職届」を長崎市生活支援相談センターに提出していただきます。

また、収入要件を超える収入が得られた場合には、当該収入が得られた月から住居確保給付金の支給が中止されます。

10 一定の要件を満たせば延長が可能です

住居確保給付金の支給期間は原則3ヶ月ですが、一定の要件を満たしていれば9ヶ月を限度に2回まで延長することが可能です。

- ① 住居確保給付金受給中に、誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
- ② 延長申請時に、住居確保給付金の支給要件に該当していること

※ 支給期間の延長を希望される方は、3ヶ月の支給期間の最終月に月の収入額や預貯金等が分かる書類等をご持参のうえ、長崎市生活支援相談センターで申請手続きを行ってください。

11 住居確保給付金の中断及び再開について

住居確保給付金の支給期間の延長を希望される方は、支給期間の最終月に申請し継続して受給できますが、疾病または負傷により上記「8 求職活動等について」で規定する就職活動が困難な場合は、就職活動が再開できるまで住居確保給付金の受給を中断することができます（中断決定日から2年を超えない期間）。中断を希望する場合は、医師の診断書又は病院の領収書又は処方箋の写しをご持参のうえ、長崎市生活支援相談センターで中断の手続きを行ってください。

なお、中断期間中は原則として毎月1回、面接、電話、メール等により体調及び生活の状況等の聴き取りと就職活動再開の意思確認をさせていただきます。

また、心身の回復により就職活動を再開されたら、長崎市生活支援相談センターで再開の手続きを行ってください。

12 支給額を変更できる場合があります

次のいずれかに該当する場合には、申請により支給額の変更が可能です。変更となった金額又は理由などを証明できる書類をご持参のうえ、長崎市生活支援相談センターで申請手続きを行ってください。

- ① 住宅の家賃が変更となった場合
- ② 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に月の収入額が減少し、基準額以下に至った場合（※世帯人数ごとの支給額は3ページを参照）
- ③ 借主の責任によらずに転居せざるを得ない場合

13 住居確保給付金の支給を中止する場合があります

次の場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

- ① 月1回の「求職活動状況報告書」の提出や収入の報告を怠った場合は、当該事実を確認した月以降の住居確保給付金の支給を中止します。
- ② 常用就職あるいは事業収入や給与等の増加により、収入要件を超える収入が見込まれる場合には、当該基準額を超える収入が得られた月以降の住居確保給付金の支給を中止します。
- ③ 住宅を退去した方については、退去した日の属する月の翌月分以降の住居確保給付金の支給を中止します。
- ④ その他支給中止の要件に該当することとなった場合には、その要件ごとに定められた月以降の住居確保給付金の支給を中止します。
- ⑤ 住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は支給を中止します。また、中断期間中において、毎月1回の面談等による報告を怠った方は、住居確保給付金の支給を中止する場合があります。

※ 住居確保給付金の支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

14 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則 1 世帯 1 回の支給です。ただし、住居確保給付金の受給期間終了後に会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合、又は給与や収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合で、かついずれも以前の給付金の受給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合に限り、支給要件を満たせば再支給できます。

なお、再支給に当たっては、常用就職又は給与や収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限られます。

※ あらかじめ雇用期間が決まっていて、雇用の更新の無いことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たりません。

15 住居確保給付金を返還していただく場合があります

住居確保給付金の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが判明した場合や、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合には、住居確保給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した住居確保給付金を返還していただくことになります。

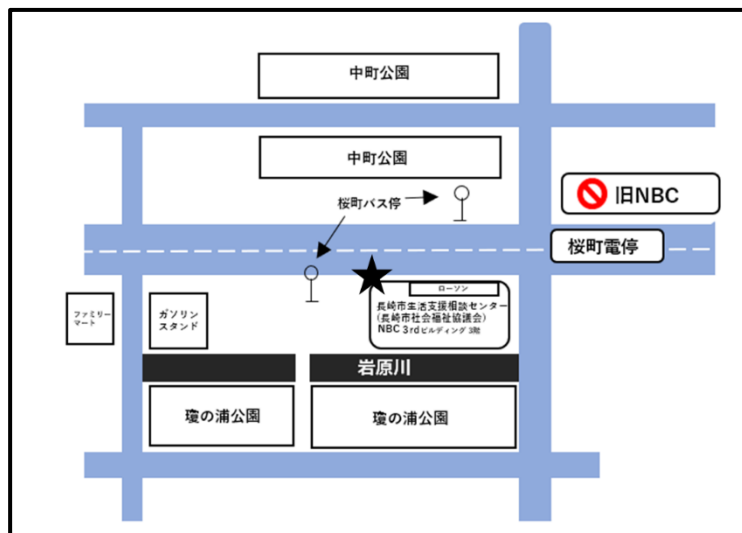
○ お問い合わせ先

〒850-0056

長崎市恵美須町4番5号(NBC 3rd ビルディング 3階)

長崎市生活支援相談センター (長崎市社会福祉協議会)

TEL 095-828-0028



○ 求職の申込みについては

〒852-8522

長崎市宝栄町4番25号

公共職業安定所 (ハローワーク長崎)

TEL 095-862-8609

